

土木工事等の実施に係る埋蔵文化財の取扱いについて

遺跡(周地の埋蔵文化財包蔵地)の中で工事を行う場合は届出が必要です。

土木工事を行う場所が遺跡に該当する場合は届出が必要です(法第93条第1項)。事業者は、工事着手の60日前までに所定の用紙に必要な事項を記入し、工事の内容を明示した図面を添えて提出してください。提出部数は所定の用紙については1部、図面のみ2部です。なお、届出を行わない場合、または指示に従わない場合は罰則が科せられることがあります(法第202・203条)。また遺跡の範囲外であっても、遺跡を発見した場合には届出が必要です(法第96条第1項)。

○埋蔵文化財の有無の照会

開発行為の計画地が遺跡にあたるかどうかの照会は文化創造都市課窓口で受け付けます。開発行為を伴わない土地の評価については、FAX や E-mail でも受け付けますので、照会場所の地図を添えて文化創造都市課までお問合せ下さい。また、大規模の開発(概ね開発面積が1,000㎡以上もしくは高層マンションなどの基礎掘削が深い建造物)や遺跡に隣接する場合は、遺跡の範囲内かどうかにかかわらず、埋蔵文化財の有無の確認のための事前調査をお願いする場合があります。

○土地評価に係わる照会時の注意事項

特別な場合を除き、埋蔵文化財が確認されていないだけで埋蔵文化財が無いことではありません。そのため、土木工事等を計画された場合は改めて文化創造都市課にお問合せ下さい。

遺跡の取扱い

周知の埋蔵文化財包蔵地で工事を行う場合、届出後、山形県より遺跡保護についての指導が行われます。指導事項は概ね以下の通りです。

(1)慎重工事: 工事が埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合の指導事項。工事による掘削が遺跡に達しないなどの理由で遺跡が破壊されない場合の指導事項です。個人住宅建設などはほとんどがこれに該当します。その場合、工事対象区域が埋蔵文化財包蔵地であることを認識し、慎重に工事を行うことが求められます。届出のみで事後の調査等は不要となりますが、万が一遺跡と思われるものが見つかった場合には速やかに山形市にご連絡下さい。

(2)工事立会: 工事が埋蔵文化財に対して軽微な影響を及ぼす場合、もしくは工事対象地が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合の指導事項。掘削底面と遺跡との間に十分な保護層が確保できない場合や遺跡の隣接地で小規模な開発を行う場合、掘削幅が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合の指導事項です。低層アパートや水道管などの埋設工事などはこれにあたります。掘削時に山形市の担当職員が立会い簡易な記録を取り、工事の状況を確認します。

(3)発掘調査: 工事が埋蔵文化財に対して甚大な影響を及ぼす場合の指導事項。工事の前に発掘調査を行い、詳細な記録を取ります。発掘調査に係わる経費は、原則として事業者負担となります(法第99条第3項)。

(4)現状保存: 工事対象地にある遺跡がわが国の歴史を語る上で欠くことのできないものである場合に工事そのものの中止もしくは変更を要請する指導事項。

なお、通常は届出が山形市を經由して行われるため、届出の際に事業者と山形市とで遺跡の取り扱いについて協議を行い、その合意事項を意見書として付して山形県に進達されます。

埋蔵文化財に係る調査の方法と区分

事前調査の目的と方法

事前調査は埋蔵文化財の有無やその保存状態を確認するための調査です。原則として山形市が行い、費用についても負担します(調査に係る直接費用のみ)。なお、事前調査において埋蔵文化財が確認された場合は、事業者は法に基づく届出が必要となり、加えて遺跡の保存について山形市と協議が必要になります。ただし、事業地内で埋蔵文化財が確認されたからといって必ず発掘調査をしなければならない訳ではありません。事前調査によって工事が埋蔵文化財に及ぼす影響が軽微であると判断された場合には、届出を行うのみで事後の調査が不要となる場合があります。ですから、事前に工事対象地の埋蔵文化財の状況の確認を行うことによって円滑に事業を進めることが可能となります。山形市で行っている事前調査の方法は原則として以下の二つの方法です。

○表面踏査

現地を確認し、地観察などで埋蔵文化財の所在状況を確認する掘削を伴わない調査。

○試掘調査

土木工事等の予定地内を人力もしくは重機により掘り下げ、埋蔵文化財の有無を確認する作業。調査後は簡易な埋め戻しを行うのみで舗装などの現状復旧は行いません。

※事前調査の際に文化財保護法以外の手続きが必要となる場合は、その手続きについては事業者が行ってください。

発掘調査の実施

事前の協議の結果、必要と認められた場合は発掘調査を実施します。発掘調査は、現地における発掘調査、室内における整理作業及び報告書作成作業までの一連の作業をさします。

○発掘調査の期間

現地での発掘調査は、人力による作業のため、土木工事等の計画面積や深さ、遺跡の時期・密度等により異なります。概ね、1,000㎡あたり1~2ヶ月かかります。

○調査費用の負担

発掘調査に要する経費は、現地での発掘調査の経費、現地調査終了後の整理作業の経費及び報告書印刷費などです。発掘調査に対する費用は、原則として事業者負担となります(法第99条第3項)。

○現地での発掘調査後の処理と出土品の帰属

現地での発掘調査終了後、工事はすぐに着工してかまいませんが、整理作業や報告書作成作業は継続して行われます。なお、出土した遺物は遺失物法により文化財として取り扱われ、その所有権はその土地を所管する都道府県に帰属します(法第104・105条)。

実際に発掘調査をする際には、上記の事項に関して山形市と事業者とが協議を行い、合意事項をまとめた協定書を取り交わして実施します。

令和 年 月 日

＜記入例＞

施工業者でも可
(地権者でなくともよいですが承諾を得
てください)

(あて先) 山形市長

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
氏名等 〇〇〇〇

土木工事等予定地内における埋蔵文化財包蔵地の有無について (照会)

市内において下記のとおり土木工事等を予定していますので、当該事業地内における埋蔵文化財包蔵地の有無について照会します。

なお、当該事業地内に埋蔵文化財包蔵地が存在する場合には、文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) に基づく届出・通知を行うとともに、その取扱いについて、山形市と協議いたします。

- 1 土木工事等の事業名
- ※工事の名称 (仮称でも可)
- 2 事業予定地の所在地及び地番
- ※同一工事予定地内の全ての所在地及び地番を記入
- 3 事業予定地の面積
- ※事業敷地全体の面積
- 4 工事着手予定時期
- 令和〇年〇月〇日
- 5 事業の概要
- ※事業の内容を記入 (宅地造成の規模、建物の規模等)
- * 添付書類
- (1) 事業予定地の位置図
- (2) 事業計画図 (土地の形状を変更する場合はその造成計画図)
- (3) 建築工事等の場合、建物の配置図・基礎断面図

＜記入例＞

※山形市を經由して、山形県へ提出
されます。

山形県知事 殿

※土木工事の事業者・施主 (発注者)
の住所・氏名を記入。

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
氏名等 〇〇〇〇 印

令和 年 月 日

埋蔵文化財発掘の届出について (93 条届出)

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 93 条第 1 項、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令 (昭和 50 年政令第 267 号) 第 5 条第 2 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 土木工事等をしようとする土地の面積
- 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 当該土木工事等の主体となる者 (当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者) の氏名及び住所 (法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名並びに事務所所在地)
- 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 当該土木工事等の着手の予定時期
- 当該土木工事等の終了の予定時期
- その他参考となるべき事項 (添付書類)

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

土地利用図、建物等の配置図、基礎断面図、建物立面図など。

別記

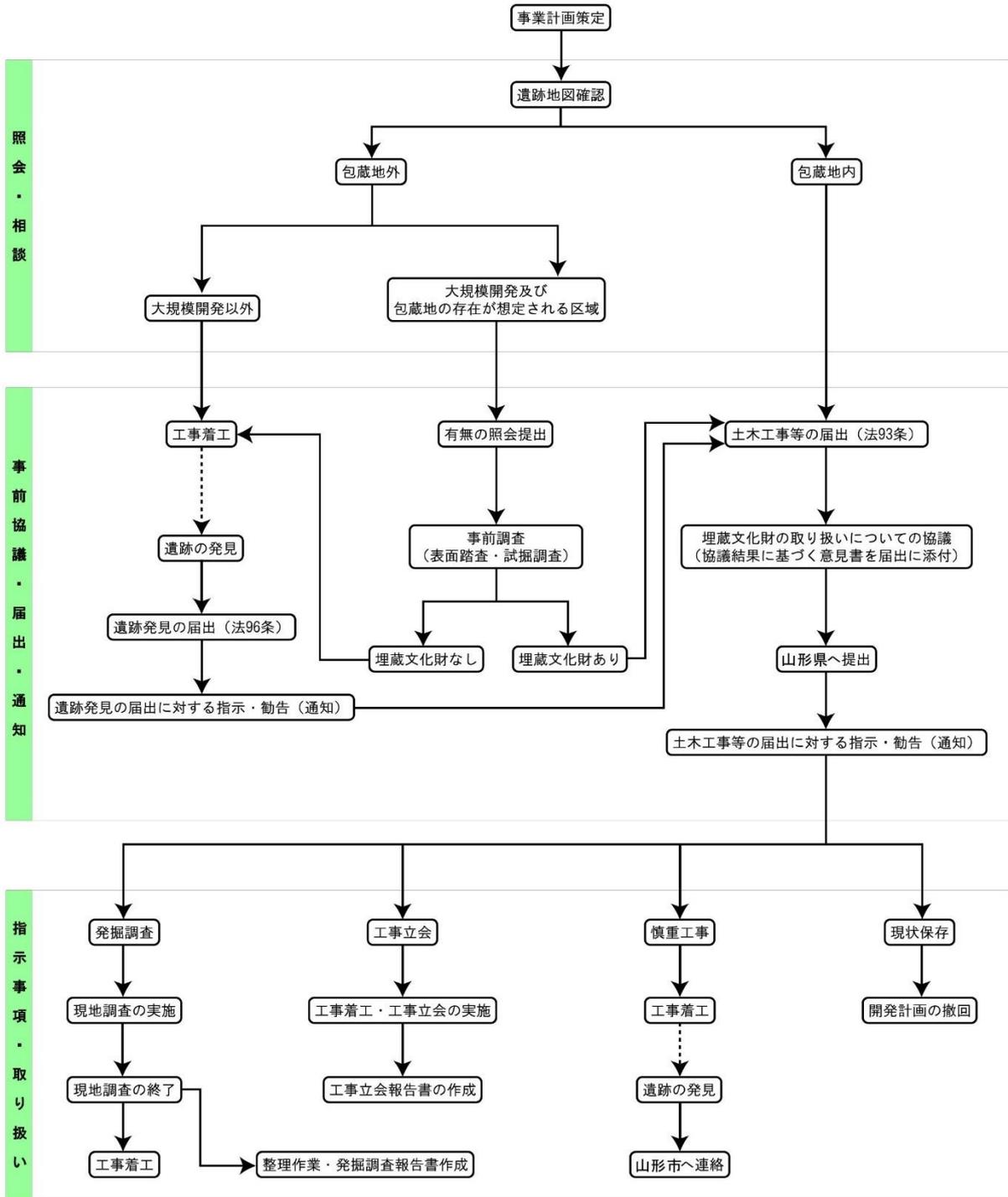
県文書番号 第 号・令和 年 月 日

| | | |
|------------|--|---|
| 1. 所在地 | 山形市大字〇〇字〇〇-〇 | ※事業全体の面積 |
| 2. 面積 | 事業面積 〇〇〇〇㎡ | |
| 3. 土地所有者 | 氏名: 〇〇〇〇 (※法人の場合はその代表者) 住所: 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 (※法人の場合はその所在地) | |
| 4. 遺跡の種類 | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 牛産遺跡 その他の遺跡 () | 遺跡の名称 ※山形市に確認して下さい。 員数 事業敷地内 含まれる遺跡の総数 |
| 遺跡の現状 | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () | |
| 遺跡の時代 | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 () | |
| 5. 工事の目的 | 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () | |
| 工事の概要 | 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 電気・水道・ガス等 農業基盤整備 (農道等含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他の開発 () | ※建物の規模、開発の内容など |
| 6. 工事主体者 | 氏名等: 土木工事の施主 (発注者) の氏名等 (※法人の場合はその代表者) 住所: 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 (※法人の場合はその所在地) | |
| 7. 施行担当責任者 | 氏名等: 施行者 (工事を実施する者、施工ではありません。) の氏名等 (※法人の場合はその代表者、未定の場合は空欄) 住所: 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 (※法人の場合はその所在地) | |
| 8. 着手予定時期 | 令和〇年〇月〇日 | |
| 9. 終了予定時期 | 令和〇年〇月〇日 | |
| 10. 参考事項 | | |

| | | | | |
|------|------|------|------|---------|
| 指示事項 | 発掘調査 | 工事立会 | 慎重工事 | その他 () |
|------|------|------|------|---------|

(注意事項) ①太線内は届出者が記入。 ②指示事項欄は山形県で記入 ③4・5欄は、該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。

開発行為における埋蔵文化財の取り扱い手順



【連絡先】

山形市文化スポーツ部文化創造都市課文化財係 〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL : 023-641-1212 (内線 626・627) FAX : 023-624-9618 (直通)

E-mail: bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp